農業協同組合法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合であって、本日現在において、当該農業協同組合に関する登記が最後にあった日から５年を経過しており、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、沿岸広域振興局に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農業協同組合が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合に関する登記がされないときは、当該農業協同組合は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年12月10日

岩手県沿岸広域振興局長　小國　大作

記

徳並牧野農業協同組合

岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第９地割30番地

下屋敷牧野農業協同組合

岩手県上閉伊郡大槌町金澤第42地割４番地

農業協同組合法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合であって、本日現在において、当該農業協同組合に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農業協同組合が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合に関する登記がされないときは、当該農業協同組合は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年12月10日

岩手県県南広域振興局長　菅原　健司

記

諏訪地区開拓農業協同組合

岩手県花巻市桜町二丁目36番地